

出版健保 6 給発第 1 号
令和 6 年 1 月 9 日

事 業 主 各 位

出版 健康 保険 組合
理事長 高井 昌史
(公印省略)

令和 6 年能登半島地震の影響により被災された被保険者等の皆様へ

このたびの令和 6 年能登半島地震の影響により被害に遭われた被保険者及び被扶養者の皆様におかれましては、心よりお見舞い申しあげます。

当組合では、被災された方が医療機関等を受診した際の一部負担金等（個人負担分）について、下記のとおり、徴収猶予及び減額若しくは免除することといたしました。

つきましては、貴事業所で被災された皆様方にご周知方よろしくお願い申しあげます。

記

1. 一部負担金等の徴収猶予及び減額若しくは免除について

今般の災害において、被災された被保険者等に対して、令和 6 年 6 月 30 日まで保険医療機関等で受診された際の一部負担金等の支払いを徴収猶予及び減額若しくは免除する取り扱いとします。

この特例措置を受けるには、健康保険被保険者証に「健康保険一部負担金等免除（徴収猶予・減額）証明書」を添えて保険医療機関等の窓口に提示することが必要です。該当される方は当組合までお申し出ください。

(1) 徴収猶予及び減額若しくは免除の対象となる方

当組合の加入者であり、災害救助法の適用を受けた地域（※1）に住所を有していた方（同日以降、他の市町村に転出した方を含む）で、被災により次のいずれかに該当する方。

- ① 住家が全半壊した方
- ② この災害で傷病を負った方

(※1) 「災害救助法適用地域」

【新潟県】新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

【富山県】富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町

【石川県】金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

【福井県】福井市、あわら市、坂井市

(災害救助法適用日 令和6年1月1日)

*適用市町村が拡大されることがあります。内閣府ホームページ内、災害救助法の適用状況にてご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

(2) 徴収猶予及び減額若しくは免除される窓口負担の範囲

① 一部負担金

② 以下の給付を受ける際に支払う自己負担額

「保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費」

(注) 食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、差額ベッド代、差額室料など自費扱いのものは免除の対象に含まれません。

(3) 徴収猶予及び減額若しくは免除される期間

令和6年1月1日から令和6年6月30日まで

(4) 申請方法

「健康保険一部負担金等減額・免除・徴収猶予申請書」に、減免等を申請する理由をご記入のうえ、下記のいずれかの書類を添付し、当組合に申請し、「健康保険一部負担金等免除（徴収猶予・減額）証明書」の交付を受けてください。

① 住家が全半壊した方は罹災証明書、被災証明書の写し

② 傷病を負った方は、医師による診断書

(5) 一部負担金等の還付

令和6年6月30日までの間で、免除対象となる一部負担金等を支払った場合は、次の書類を当組合に提出して還付を受けることができます。

① 健康保険一部負担金等還付申請書

② 健康保険一部負担金等免除証明書の写し

③ 保険医療機関等が発行した領収書など、支払った一部負担金等の金額が確認できる書類

2. 健康保険被保険者証について

今般の災害において、健康保険被保険者証を滅失及び損された方は当組合に再交付申請の手続きをお願いいたします。

また、被保険者証の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関の窓口で申し立てることにより、受診できることになっています。

3. 健康保険料について

今回、被災された事業所におかれましては、保険料の納付期限の延長及び納付猶予ができます。詳細は当組合業務管理課及び大阪支部業務課へお問い合わせください。

ご不明な点または詳細につきましては、当組合業務部給付課、業務管理課、大阪支部業務課までお問い合わせください。

お問い合わせ： 業務部 給付課 T E L 03-3292-5006

業務管理課 T E L 03-3292-5008

大阪支部 業務課 T E L 06-6944-4300